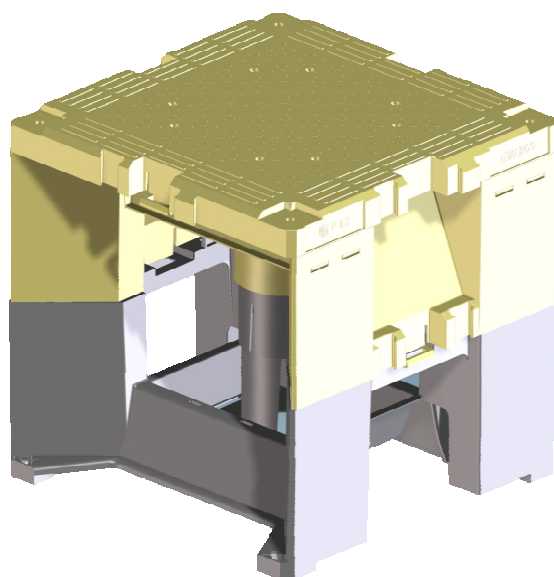


軽作業用作業台 ステップキューブ取扱標準書

Ver. 1-1

安全な使用と適正な管理方法



使用基準

1. 適用の範囲

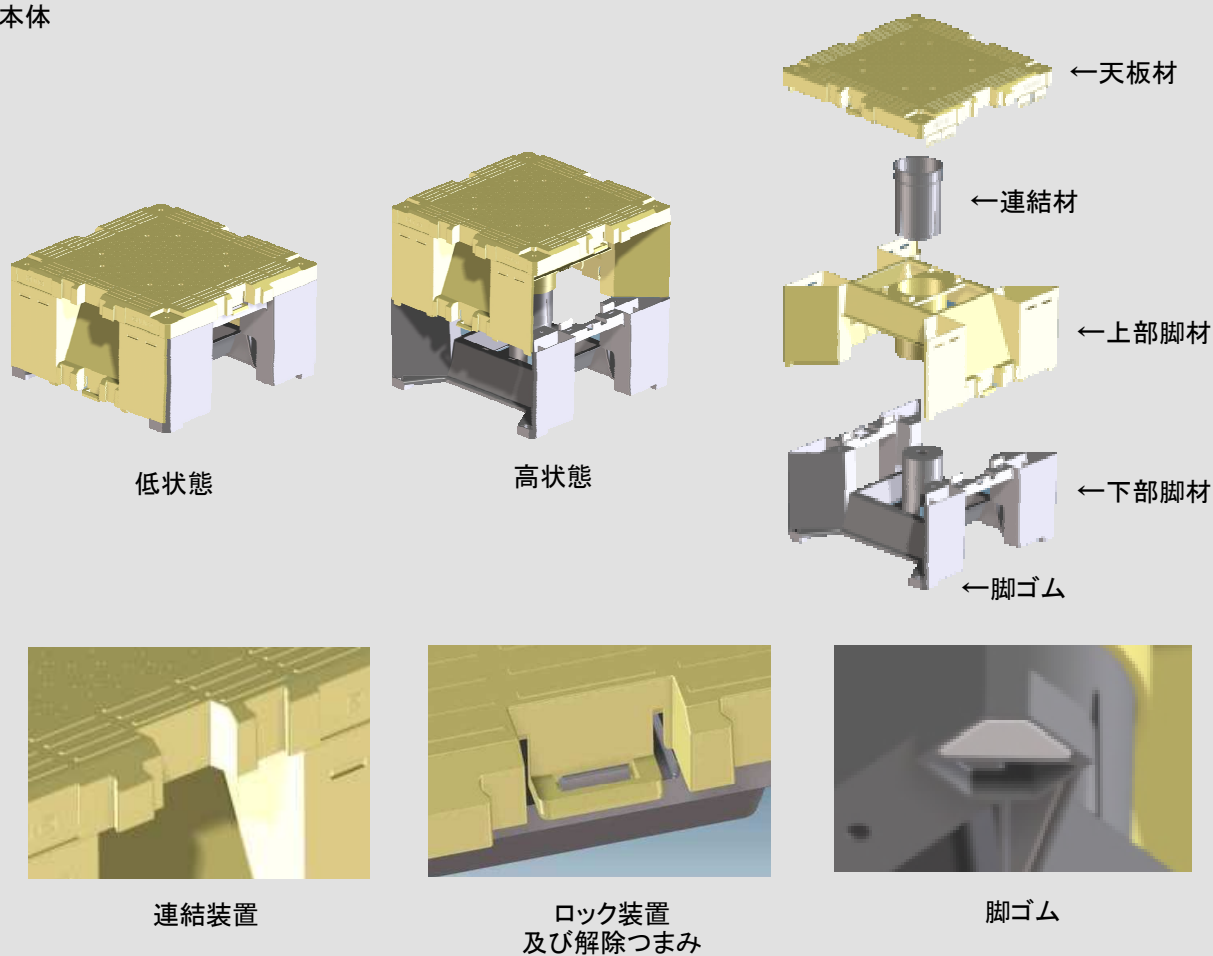
本基準は、軽作業用作業台ステップキューブ SC50（以下ステップキューブという）について適用する。

2. 使用目的

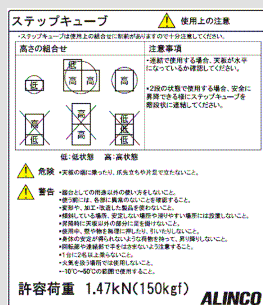
主として建築物等の天井又は内壁面等の軽作業に用いる。

3. 各部の名称

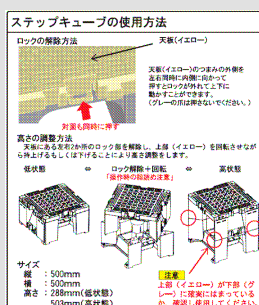
本体



ラベル



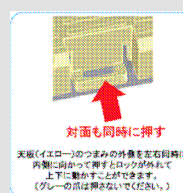
使用上の注意ラベル
(上脚材側面貼付1枚)



使用方法ラベル
(上脚材側面貼付1枚)

危険 天板の端に乗ったり、爪先立ちや片足で立たない。

警告ラベル(天板上面貼付1枚)



ロック解除操作ラベル
(ロック装置上面貼付4枚)

4. 使用基準

(1) 設置場所等

(1)-1 次のような場所、及び安全が確保されないと判断される場所には設置しないこと。

- (ア) 天板が水平にならない場所。
- (イ) 段差や凹凸により作業台が安定しない場所。
- (ウ) 不意の移動及び沈下等のおそれのある場所。
- (エ) 人や物の出入り口やドアの前等、専ら通路として使用される場所。ただし、出入り禁止等の表示を行った場合はこの限りではない。
- (オ) 足元や周囲がはっきり見えない暗がりの場所。
- (カ) 水中や半水没するような場所。

(1)-2 作業個所に可能な限り接近したところに設置させること。

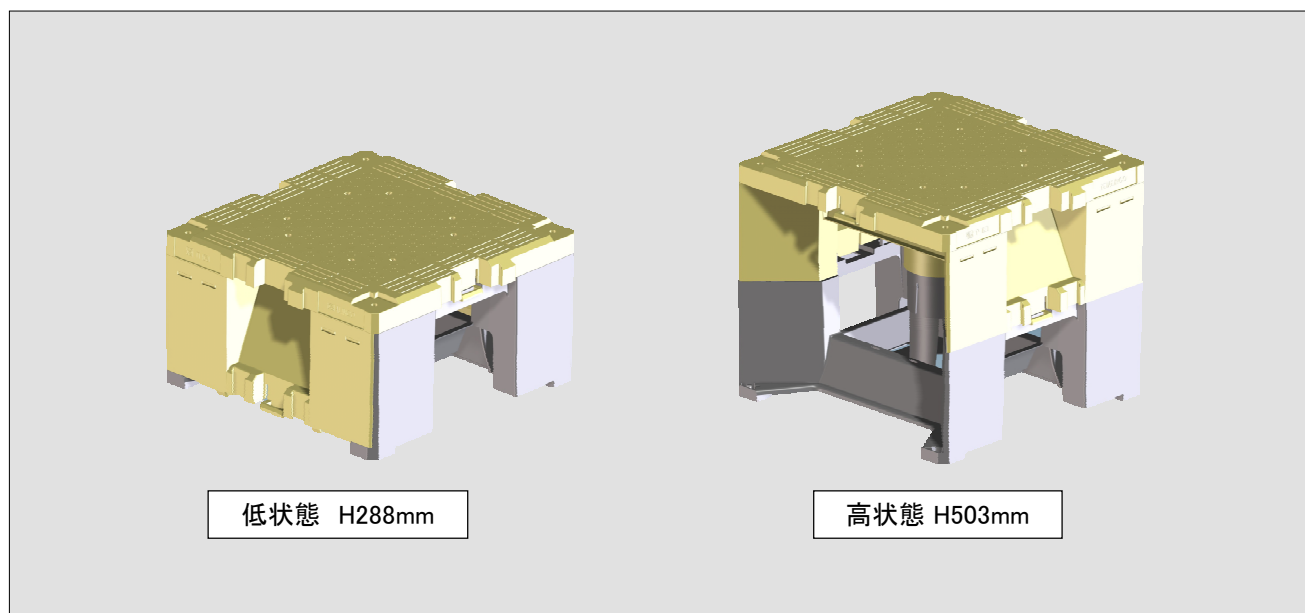
(2) 使用方法

- (ア) 積載荷重は一台当り1.47kN(150kg)以下とすること。
- (イ) 低状態・高状態の組み替えは(5.)の組み替え方法に従い正しく行なうこと。
- (ウ) 昇降及び作業はロックが確実にかかっていること、上下脚材のかみ合わせが確実であることを確認してから行うこと。
- (エ) 工具等、両手で持ちながらの昇降をしないこと。
- (オ) 荷の受け渡しは、無理のない安定した姿勢で行うこと。
- (カ) 夜間又は暗い個所等では必要な照度を保持すること。
- (キ) 持ち運ぶときは、引きずったり、投げたりする等乱暴に扱わないこと。
- (ク) 火気及び有機溶剤等による変形等に十分注意すること。
- (ケ) 油が付着した場合、水濡れした場合は完全に取り除いてから使用すること。
- (コ) -10°C ～ 50°C の範囲(環境下)で使用するここと。
- (サ) 水平方向及び上下に重ねて連設する場合は(5.)の連設方法に従うこと。

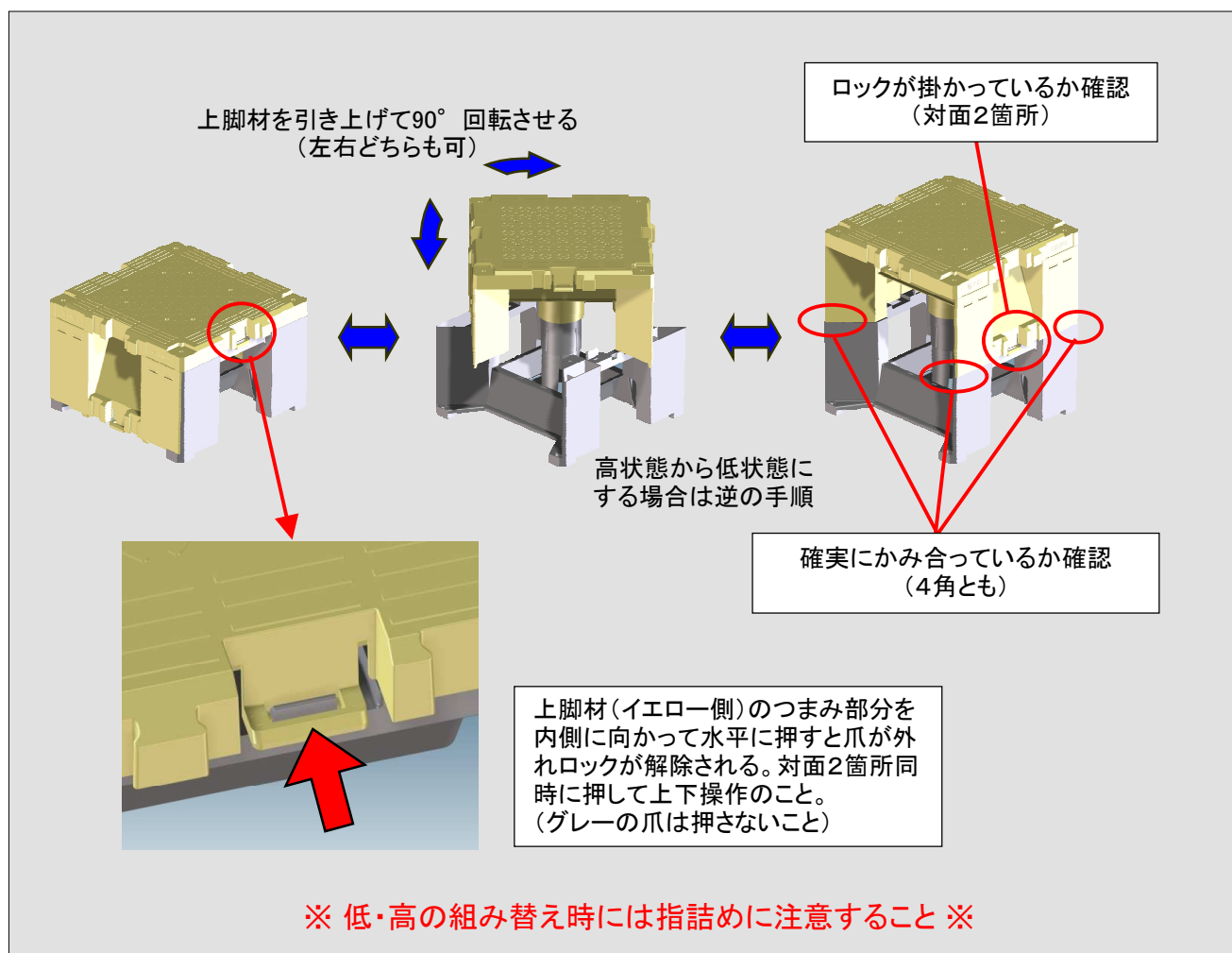
本製品はポリプロピレン製です。投げたり落したり強い衝撃を与えると割れます。
扱いには十分に注意して下さい。

5. 本体の低・高状態の組み替え及び連設方法

1.) ステップキューブを単体で使用する場合

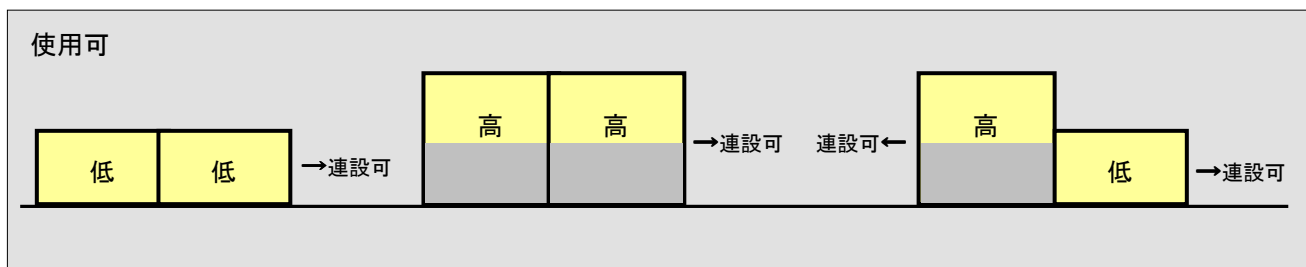


ステップキューブの高・低組み替え方法

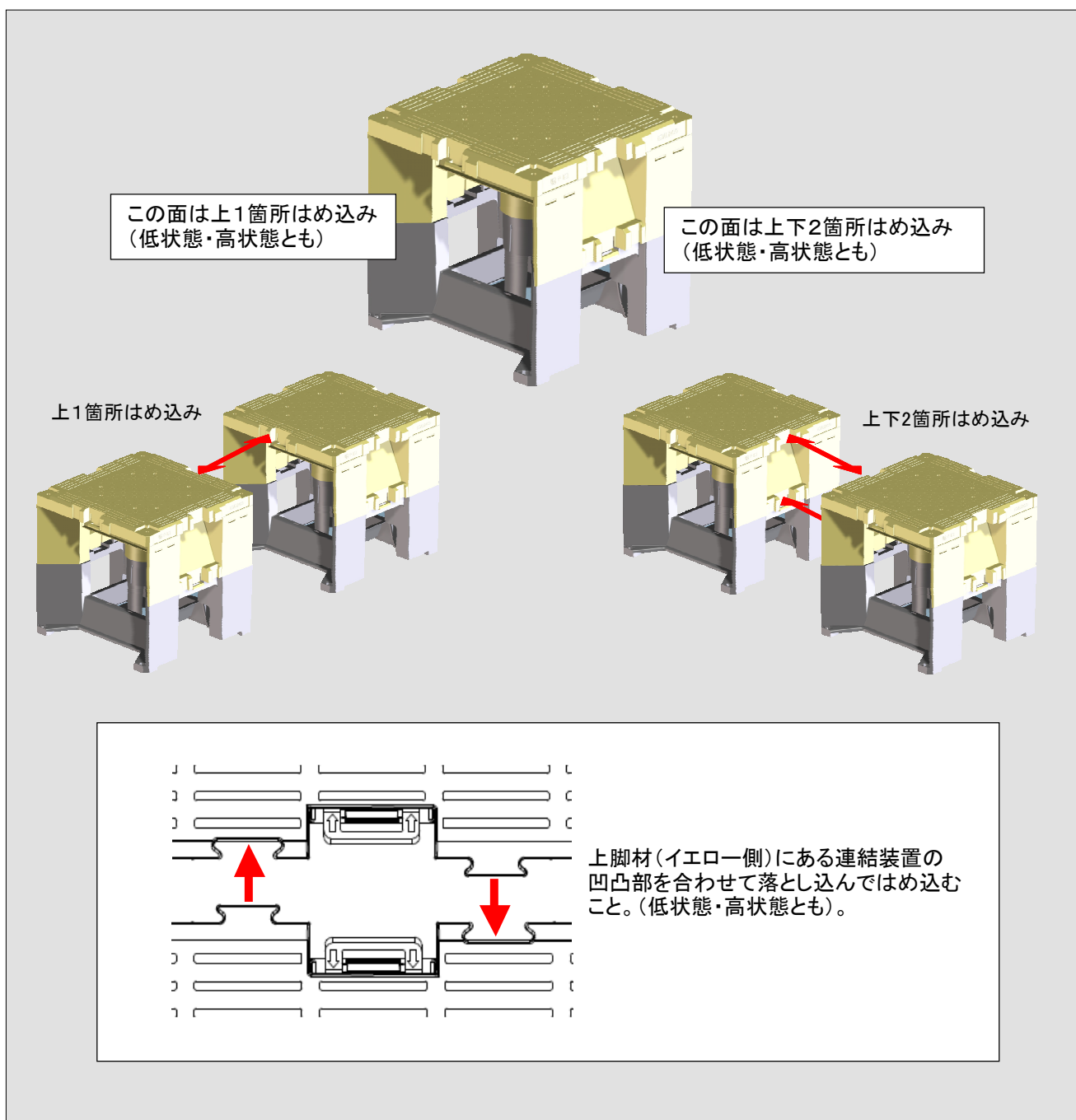


2.) ステップキューブを水平連設する場合

ステップキューブを1段で水平連設する場合は高・低の何れの組み合わせも可



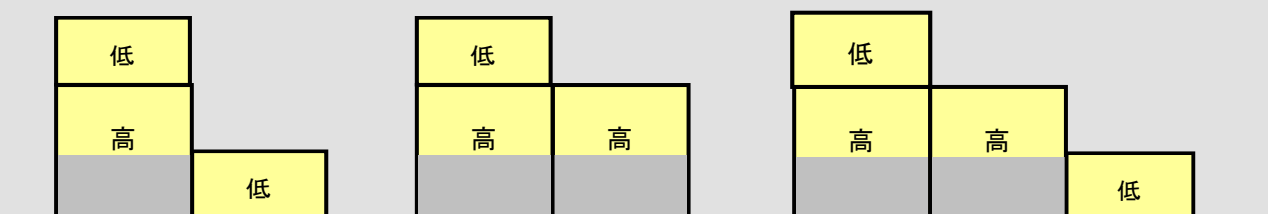
連結はステップキューブの凹凸の連結装置を次のようにかみ合わせ連結すること。



3.) ステップキューブを上下に重ね連設する場合は次に従うこと。

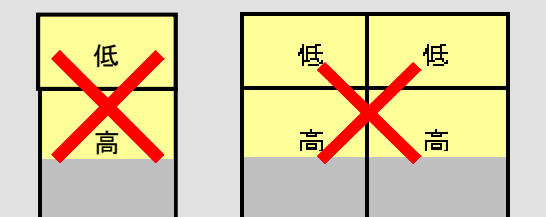
- ・積み重ねは2段までとする。
- ・安全に昇降するために、下段は2台以上並べて階段状にする。
- ・上段は、必ず低状態とする。
- ・ステップキューブを積み重ねて連設使用する場合は次の組み合わせとする。

使用可

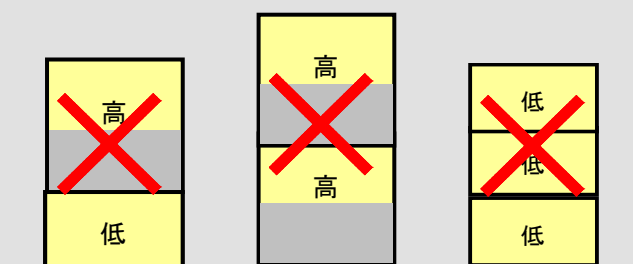


・次の組み合わせ、または類する組み合わせは使用不可とする。

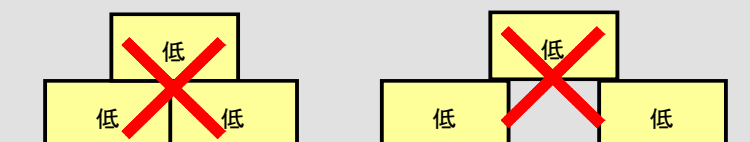
使用不可



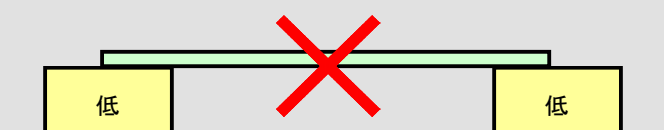
上下2段で連設する場合は安全に昇降するために必ず側面に1段1台以上の連設を設けること(上図参照)。



上下2段連設の場合は高を下側にし、低を上側にすること。
3段以上の重ね連設は禁止。

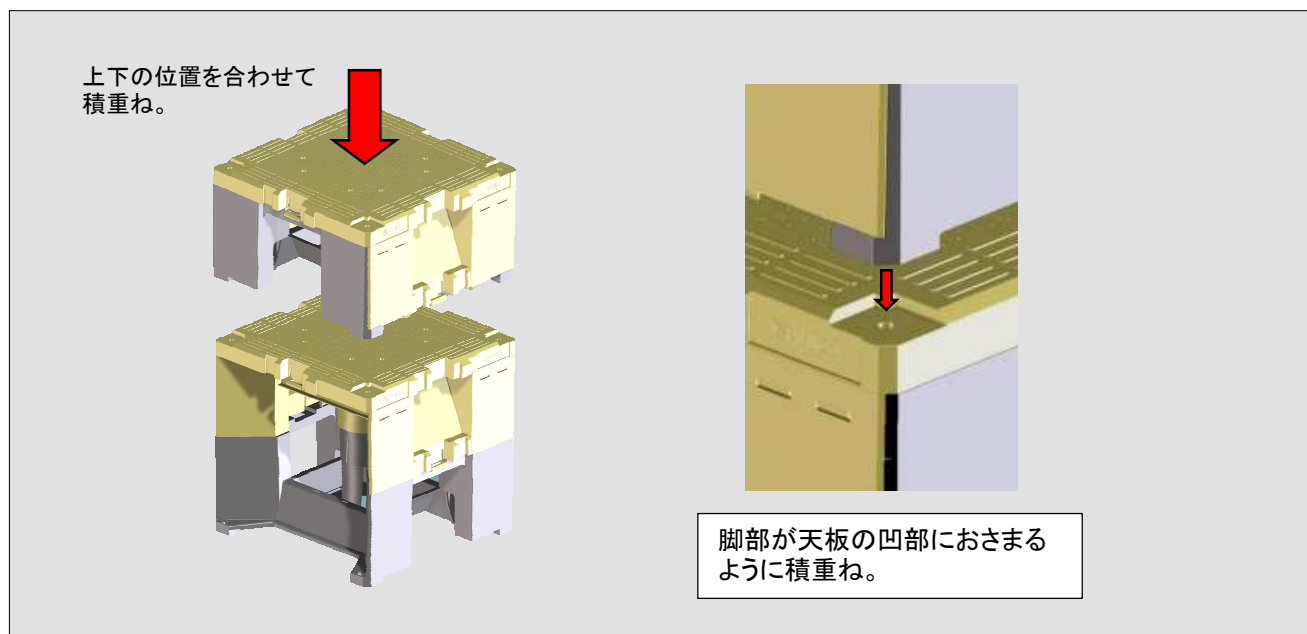


低・高に関わらず位置をずらしての重ね使用は禁止。



低・高に関わらず渡し板の使用は禁止。

- ・本体を積み重ねる場合は上側のステップキューブの脚が天板四隅凹部に正しく入って水平になっていることを確認すること。



6. 禁止事項

- (1) 1台に2名以上が乗らないこと。
- (2) 作業時に天板から身体を乗り出さないこと。
- (3) 脚材を延長したり、脚材の下に物を挟みこまないこと。
- (4) 重量物等の架台に使用しないこと。
- (5) 加工・改造等を行わないこと。
- (6) 釘やビス等を打たないこと。
- (7) 昇降時に天板以外の部分に足を掛けないこと。
- (8) 火気を扱う場所や高温になる機器の近くでは使用しないこと。
- (9) 作業台に工具等の物を乗せたまま移動しないこと。
- (10) 作業台に足場板等を架け渡して使用しないこと。
- (11) 作業台を投げたり落したり乱暴に扱わないこと。

7. 点検維持

- (1) 使用する前に各部を点検し、異常のないことを確認すること。
- (2) 各部に曲り、損傷、割れ、劣化等の異常のあるものは使用しないこと。
- (3) 使用中に軋みや異音がした場合は使用を中止すること。
- (4) 高温多湿、直射日光の当たる場所を避け保管すること。
- (5) 火気を扱う場所に保管しないこと。
- (6) コンクリート・モルタル等が付着した場合は水洗いし充分に乾かしてから使用すること。
- (7) 積み重ねて保管する場合は荷崩れしないように注意すること。
- (8) 保管時は上に重量物を載せないこと。

保 守 管 理 基 準

1. 保守管理

保守管理は経年仮設の管理センター（経年仮設の指定工場もしくは同等の工場）による。

- (1) 点検を行ない各部に異常のないことを確認すること。異常のある場合は選別基準に従い適正に整備・部品交換・廃棄を行なうこと。
- (2) 高水圧洗浄・ケレンを行う場合は圧力、温度に注意すること。
- (3) 洗浄には有機溶剤を使用しないこと。必ず中性洗剤で洗浄すること。
- (4) ラベルが剥れたり判読困難になった場合は貼り替えること。
- (5) 高温多湿、直射日光の当たる場所を避け保管すること。
- (6) 火気を扱う場所に保管しないこと。
- (7) 曲がり、変形等の原因になるような重量物を上に載せて保管しないこと。
- (8) 梱包を積重ねて保管する場合はパレット等を使用してし水平な状態にし、重量に偏りがでないように保管すること。
- (9) ステップキューブの耐用年数は5年とする。
- (10) 脱色の著しいもの、劣化のおそれのあるものは5年以内であっても廃棄とすること。
- (11) ステップキューブの廃棄は適正な方法によること。